

島根県ヘルスケア産業推進協議会について

○目的

「健康」をキーワードとして地域資源を活用し、多様な分野が連携した島根県ならではの先進的ヘルスケア産業の創出及び活性化により、産業振興と雇用創出を図る。

○構成員

医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、社会福祉協議会、国保連、協会けんぽ、島根大学、県立大学、松江高専、金融機関、商工団体、観光連盟、市町村、県（商工労働部、健康福祉部）

○これまでの取組

1. 島根県ヘルスケアビジネス産業推進協議会

(1)開催状況

- 平成27年7月 第1回協議会（松江エクセルホテル東急）
- 平成28年3月 第2回協議会（ホテル白鳥）
- 平成29年3月 第3回協議会（松江エクセルホテル東急）
- 平成30年3月 第4回協議会（くにびきメッセ）

(2)分科会

□先進事例セミナーや健康課題を題材としたアイデアソンなどを実施

・開催状況

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|---|---|---|
| ・セミナー2回 ・事業報告会1回 ・先進地視察会1回 参加：延べ194名 | ・セミナー1回 ・セミナー& 事業者マッチング1回 ・事業報告会1回 ・人材育成講座1回 参加：延べ193名 | ・セミナー2回 ・事業報告会1回 ・アイデアソン1回 参加：延べ127名 |

・登録団体数（分科会セミナー情報やヘルスケアビジネスに関する情報を提供）

| 平成27年度設立時 | 平成27年度末 | 平成28年度末 | 平成29年度末 |
|-----------|---------|---------|---------|
| 51団体 | 67団体 | 96団体 | 112団体 |

2. 事業者支援

□島根発ヘルスケアビジネス先進モデル構築支援事業

・採択件数

| 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 計 |
|--------|--------|--------|-----|
| 8件 | 8件 | 6件 | 22件 |

内訳：健康経営3件、疾病・介護予防及び生活支援12件、ヘルスツーリズム7件

島根県ヘルスケア産業推進協議会

事務局

島根県 商工労働部 産業振興課

TEL : 0852-22-6395

FAX : 0852-22-5638

E-mail : healthcarebiz@pref.shimane.lg.jp

◆ 地域 : 島根県

◆ 設立 : 平成27年7月28日



協議会の概要

- ✓ 「健康」をキーワードとして地域資源を活用し、多様な分野が連携した島根県ならではの先進的ヘルスケア産業の創出及び活性化により、産業振興と雇用創出を図り、もって健康寿命延伸日本一に寄与することを目的とし、平成27年度に設立。
- ✓ 協議会に分科会を設置し、「健康経営」、「生活支援、疾病・介護予防サービス」、「ヘルスツーリズム」をテーマとして経営者や実務担当者が参加したセミナーやワークショップを開催。

主な会員（委員：26名、分科会会員：113企業・団体 ※平成31年3月時点）

| | |
|---------------|--|
| 行政（部署名） | 島根県（ <u>商工労働部</u> 、健康福祉部）、市町村（市長会、町村会） |
| 医療・介護、ヘルスケア関係 | 医師会、歯科医師会、看護協会、薬剤師会、社会福祉協議会 |
| 金融機関 | 山陰合同銀行、島根銀行、信用金庫協会、政策金融公庫、信用保証協会 |
| 大学・研究機関 | 島根大学、島根県立大学、松江工業高等専門学校 |
| その他 | 島根県商工会議所連合会、島根県商工会連合会、協会けんぽ島根支部 等 |

島根県ヘルスケア産業推進協議会設置要綱

(目的)

第1条 「健康」をキーワードとして、地域資源を活用し、多様な分野が連携した島根県ならではの先進的ヘルスケア産業の創出及び活性化により、産業振興及び雇用創出を図ることを目的に、島根県ヘルスケア産業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項に関して協議する。

- (1) ヘルスケア産業の創出と活性化に資する事業に関すること。
- (2) 島根県が実施するヘルスケアビジネス関連事業の推進に関すること。
- (3) その他ヘルスケア産業に関連した事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、ヘルスケア産業に係る機関及び団体並びにヘルスケア産業に関し学識経験を有する者で構成する。

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、島根県商工労働部長をもって、これに充てる。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、意見を求めるため、委員以外の者を招へいすることができる。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、島根県商工労働部産業振興課に置く。

(分科会)

第7条 協議会に、必要に応じて分科会を置く。

- 2 分科会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月28日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

島根県ヘルスケア産業推進協議会設置要綱新旧対照表

| 旧 | 新 |
|---|--|
| <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次の事項に関して協議する。</p> <p>(1) ヘルスケア産業の創出と活性化に資する事業に関すること。</p> <p><u>(2) ヘルスケアビジネス先進モデル構築支援事業の推進に関すること。</u></p> <p>(3) その他ヘルスケア産業に関連した事項に関すること。</p> | <p>(協議事項)</p> <p>第2条 協議会は、次の事項に関して協議する。</p> <p>(1) ヘルスケア産業の創出と活性化に資する事業に関すること。</p> <p><u>(2) 島根県が実施するヘルスケアビジネス関連事業の推進に関すること。</u></p> <p>(3) その他ヘルスケア産業に関連した事項に関すること。</p> |